

～空き店舗等で開業するモデル事業者を募集します～

平成31年度 札幌市ストック活用型商い創出事業 募集要領

この事業は、札幌市内における空き店舗や空き家の利活用を促進するとともに、市内における新規開業の底上げを図るため、モデル事業者を選考・採択のうえ、開業に要する経費の一部を補助します。また、モデル事業者に選ばれた方の開業にまつわる取組の様子を密着取材し、札幌市が製作する冊子等により、広く情報発信し、将来開業を希望される方の参考としていただくものです。

【申請受付期間】

平成31年（2019年）4月1日（月）～9月30日（月）

以下のとおり5回に分けて締切日を設定し、締切日ごとに選考委員会を開催します。採択件数が予算の上限（年間5件程度）に達した場合、その時点で募集は終了します。

| 第1回締切 | 第2回締切 | 第3回締切 | 第4回締切 | 第5回締切 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 5月31日（金） | 6月28日（金） | 7月31日（水） | 8月30日（金） | 9月30日（月） |

【申請対象】

市内の空き店舗や空き家を借り上げて、新たに店舗を開業する個人または中小企業で、所定の要件を満たす方が対象です。詳しい要件は2ページ以降を必ずご確認ください。

なお、すでに営業中の店舗や補助金交付決定前に開業予定の場合は対象となりません。

【補助金の概要】

| | |
|--------|--|
| 上限額 | 1事業者あたり200万円 |
| 補助率 | 補助対象経費の総額の1/2以内 ※ただし、申請者（法人の場合は代表者）が女性であって、審査委員会で一定の要件を満たした場合には、補助対象経費の2/3以内とします。（上限は200万円のまま。） |
| 補助対象経費 | 開業に要した店舗改装費、店舗付帯設備設置費、備品購入費、普及宣伝費等 |

モデル事業者となるには、所定の要件を満たし、選考により採択される必要があります。詳しくは2ページ以降をご確認のうえ、ご不明な点は下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

また、モデル事業者に採択された場合は、札幌市が行う取材等に協力していただきますので、申請前にあらかじめご了承ください。採択決定後、協力いただけない場合は補助金の交付を取り消します。

【お問い合わせ先・申請書類の提出先】

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・金融支援担当課 商業振興係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎15階（北側）
電話 011-211-2372（土日祝日を除く 8:45～17:15）

1 申請対象者の要件

(1) 個人の場合

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 交付申請時点において納期の到来した市税を完納していること
- 交付申請時点において類似する業種の店舗を営んでいないこと
 - ※ 類似する業種かどうかは、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業に分類した場合に、同一業種に該当するかどうかで判断します。
- 札幌市暴力団の排除推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者該当しないこと
- 補助金交付決定の日(※)以降、札幌市が行う取材等に積極的に協力し、開業準備の経過や必要経費の概要、開業後の業績等に関する情報の公開に同意すること
 - ※「補助金交付決定の日」とは、札幌市が補助金交付決定通知書を発出する日のことで、同通知書に記載してあります。

(2) 法人の場合

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 会社法に基づく会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)または有限会社であること
- 中小企業基本法に基づく中小企業であること
 - ※ 次の表の資本金額または従業員数のどちらか一方を満たせば中小企業に該当します。

| | 資本金額 | 常時使用する従業員数 |
|-----------|------------|------------|
| 小売業 | 5,000 万円以下 | 50 人以下 |
| 飲食サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |
| 生活関連サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |

- 交付申請時点において納期の到来した市税を完納していること
- 交付申請時点において類似する業種の店舗を営んでいないこと
- 札幌市暴力団の排除推進に関する条例に規定する暴力団員及び暴力団関係事業者該当しないこと
- 補助金交付決定の日以降、札幌市が行う取材等に積極的に協力し、開業準備の経過や必要経費の概要、開業後の業績等に関する情報の公開に同意すること

2 空き店舗や空き家の要件

札幌市内に立地する空き店舗や空き家が対象となります。ただし、札幌市内であっても、以下は対象とはなりません。

- 都心地区に立地する物件
(都心地区とは、大通駅を中心に最大半径約 2km の範囲で、詳しくは別添地図にて確認できます。)
- 大規模小売店舗内に立地する物件
- 工業地域、工業専用地域、大谷地流通業務団地、市街化調整区域に立地する物件
- その他、用途地域や地区計画等により、物件の用途制限があります。これについては、札幌市ホームページで確認できますので、必ず申請者自身で確認してください。
(<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/web-gis/index.html>)
- ※ 地区計画について
(<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/chikukeiichiran/chikuichiran.html>)

3 業種・出店形態などの要件

(1) 業種の要件

以下の3つの業種が対象です。なお、業種の分類は日本標準産業分類に基づき判断し、複数の業種にまたがる場合は、主となる業種によって判断します。

- 小売業
- 飲食サービス業
- 生活関連サービス業（洗濯・理容・美容・浴場・エステなど）
 - ※ 風営法第2条に定める風俗営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を行う場合は対象となりません。
 - ※ 通信販売専用の事業所など、一般客の来店を伴わない業態は対象となりません。
 - ※ 日本標準産業分類について、詳しくは総務省 HP をご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

(2) 出店形態等の要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 補助金交付決定の日以降、平成31年（2019年）12月31日までに開業し、継続的な経営を行う具体的な計画を有すること
- 原則として1日6時間以上かつ週5日以上営業できること
- 資格や許認可が必要な場合、開業までに当該資格等を取得する見込みを有すること
- 営業中の店舗の移転でないこと。また、営業中の店舗の支店等でないこと
- フランチャイズチェーン等の店舗でないこと
- 申請者が個人の場合、2親等以内の親族が所有する物件でないこと
- 申請者が法人の場合、代表者またはその2親等以内の親族が所有する物件でないこと

4 補助金の内容

(1) 補助対象経費の範囲

補助金の対象となるのは、補助金交付決定の日から開業の日までに発生した初期費用のうち、以下の経費です。

- 店舗改装費（内装工事費、外装工事費、電気工事費等）
- 店舗付帯設備設置費（照明器具・空調設備・水周り設備の購入・設置費等）
- 備品購入費（イス・テーブル・什器・器材等の購入費）
 - ※ 消耗品（文房具、洗剤、トイレトペーパーなどの耐用年数がおおむね1年未満の物品）は除く。
- 普及宣伝費（チラシ作成費、ホームページ制作費、広告出稿料等）
- その他、市長が適当と認める経費
 - ※ 店舗の賃借に係る経費（仲介手数料、敷金・礼金、賃料等）、事業の運営に係る経費（仕入れ代金、水光熱費等）、保険料等は補助対象となりません。

(2) 補助対象経費の算出における消費税の考え方

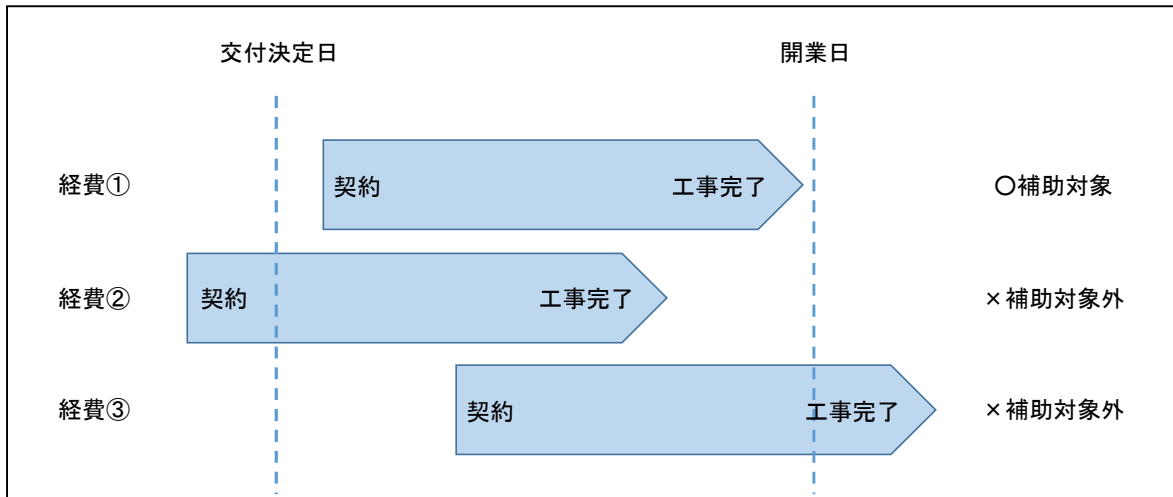
消費税の課税事業者が経費を支出する場合、消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きますので、予算の積算において消費税等は減額して算定してください。（課税仕入れに伴う消費税等の還付金と補助金交付が重複しないようにするためです。）

(3) 補助対象経費の発生日の考え方

上記(1)における補助対象経費の発生日は、契約日(または発注日)及び工事や納品の完了日の双方にもとづき判断しますので、交付決定日から開業日までの期間内に、契約(または発注)を行い、工事や納品が完了した経費のみが補助対象となります。

なお、工事代金等の支払いは、開業日以降でも構いませんが、この場合、開業報告の際に経費発生的事实と金額を証明できる書類(契約書等)の写しが必要となります。

<例>



(4) 補助金額の算定

上記(1)及び(2)の条件を満たす補助対象経費の総額の1/2以内(申請者が女性であって、一定基準以上の評価を得た場合は2/3以内)の金額で、1事業者あたり200万円を上限に算定します。申請時に提出する事業収支計画書(様式1の3)には、発生が見込まれる経費を漏れなく記載してください。また、千円未満の端数は切捨てとします。

(5) 補助金交付の条件

補助金の交付にあたっては、以下の項目を遵守してください。条件に違反があった場合は、補助金の交付決定を取消します。

- 補助金交付決定の日以降、札幌市が行う取材等に積極的に協力し、開業準備の経過や必要経費の概要、開業後の業績等に関する情報を開示すること。
- 開業後30日以内に、開業報告書類を提出すること。
- 補助金の交付を受けた年度を含めて3年間、各年度の事業の状況について、事業実施状況報告書(様式10)を提出すること。なお、提出期限は各年度4月30日(土日祝日の場合は翌営業日)です。
- その他、交付決定の際に条件を付す場合があります。

5 申請前の準備と申請書類の作成・提出(補助金の交付申請時)

(1) 物件の選定

出店する空き家・空き店舗を選定してください

空き家・空き店舗の立地等には所定の要件があります。詳しくは3ページをご参照ください。

なお、申請後の物件変更はできません。

(2) 申請書類

| | |
|-------------|---|
| 個人・法人 共通 | <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式1の1）法人用または個人事業主用 <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式1の2） <input type="checkbox"/> 事業収支計画書（様式1の3） <input type="checkbox"/> 空き店舗の位置図及び平面図 <input type="checkbox"/> 空き店舗の状況が分かる写真等（内装・外装） <input type="checkbox"/> 空き店舗の賃借条件が分かる書類 <input type="checkbox"/> 直近の市税の納税証明書（指名願） |
| 個人の場合 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証等）の写し <input type="checkbox"/> 職歴等が分かる履歴書（様式1の4） <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類 |
| 法人の場合 | <input type="checkbox"/> 現在事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 会社要覧・事業要覧等 <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類 |

申請書類のうち、様式（1の1～1の4）は、札幌市経済観光局産業振興部商業・金融支援担当課（市役所本庁舎15階）で配布しているほか、札幌市のHPからもダウンロードできます。

(3) 交付申請書類（様式1の2及び様式1の3）の作成支援

事業計画書（様式1の2）及び事業収支計画書（様式1の3）は、選考委員会においてビジネスプランを審査するための重要な書類です。作成の方法が分からない場合や、より良いビジネスプランにブラッシュアップしたい場合は、札幌中小企業支援センターにてご相談（無料）を承ります。

札幌中小企業支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階

電話 011-200-5511（土日祝日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00）

※ご相談の際は事前にご予約ください

※同センターは、一般財団法人さっぽろ産業振興財団が運営する中小企業支援機関です

また、周辺人口や他の店舗の立地など商環境の分析に使うことができる「札幌エリア商業統計システム」を利用できます（無料）ので、申請書の作成にあたって参考にしてください。

なお、当システムの情報は平成29年1月時点のものであることをあらかじめご承知ください。

[\(http://marketing-genavis.com/\)](http://marketing-genavis.com/)

(4) 申請書の提出

札幌市に申請書類を提出してください

申請書類には押印が必要ですので、締切日までに持参または郵送でご提出ください。

※締切日までに札幌市に到達する必要があります。消印日ではありませんのでご注意ください。

【申請書類の提出先】

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・金融支援担当課 商業振興係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎15階（北側）

電話 011-211-2372（土日祝日を除く 8:45～17:15）

6 選考委員会について

モデル事業者（補助金の交付対象者）の選考にあたっては、選考委員会において書類審査及びヒアリング審査を実施しますので、必ずご出席ください。なお、出席者は、代表者等を含め2名までとします。

（1）選考委員会の日程

申請の締切日以降、札幌市より、ヒアリング審査の開催日程をお知らせいたします。

選考委員会は、締切日の翌月中旬に開催します。ただし、先行する申請の採択件数が予算の上限（年間5件程度）に達した場合は募集を終了します。

（2）選考基準

選考委員会における選考基準は次の表のとおりです。選考委員の平均で100点満点中70点以上の評価を得た申請事業の中から、予算の範囲内で決定します。なお、女性の申請者（法人の場合は代表者）が80点以上の評価を得た場合には、補助率が2/3にかさ上げされます。（ただし、上限は200万円のまま。）

| 内容 | 配点 |
|---|-----------|
| 1. 普及啓発への貢献 | 5 |
| 代表者等は、起業（開業）や提供する商品・サービスに対して真摯な姿勢で臨んでいるか。また、ストック活用型商い創出事業の趣旨を理解し、札幌市が実施する取材等に対して積極的に協力する意思があるか。 | 5 |
| 2. 事業の戦略性 | 30 |
| 周辺の競合環境を分析できているか。 | 10 |
| 商圏の範囲、ターゲット層の設定等は明確か。 | 10 |
| 前2項目を踏まえ、商品・サービスの差別化は図れているか。 | 10 |
| 3. 事業の実現性・継続性 | 40 |
| 代表者等は、事業の運営に資するノウハウ、技術、必要な資格、許認可等を有しているか。 | 5 |
| 商品・サービスの構成や価格帯の設定は妥当か。 | 10 |
| 事業運営に係る収入（客数・客単価等）及び支出（原価・経費等）の見込みは妥当か。 | 10 |
| 補助金以外に資金調達の見込みはあるか。また、短期的・長期的な資金計画は妥当か。 | 10 |
| 長期にわたり事業を継続していく上で、無理のない人員体制や営業時間となっているか。 | 5 |
| 4. 他の事業者への波及効果 | 10 |
| 店舗の業種やコンセプト等に一定の普遍性があり、他の開業希望者の参考となりえるか。 | 5 |
| 開業準備や開業後の店舗運営について、他の開業希望者の参考となりえる工夫点があるか。 | 5 |
| 5. 開業に向けての計画性 | 10 |
| 開業に向けてのスケジュールが効率的かつ無理のないものになっているか。 | 5 |
| 開業後おおむね1～2ヶ月間における集客のために、効果的な広告・宣伝は考えられているか。 | 5 |
| 6. 地域への貢献度 | 5 |
| 開業後に、商店街活動への参加など地域に貢献する計画があるか。 | 5 |

（3）選考結果の通知・交付決定通知書の送付

選考の結果、採択するものとされた場合、札幌市から補助金交付決定通知をお送りします。補助金交付のための条件などが記載されていますので、内容をよくご確認ください。（「不採択」となった方には「不交付決定通知」をお送りします。）

7 補助金交付決定後の手続き

補助金の交付決定を受けた後は、開業に向けた準備を進めてください。開業後の報告だけでなく、準備中に事業計画を変更する場合でも届出が必要ですのでご注意ください。

(1) 交付決定後の事業計画の変更禁止について

補助金の交付は、申請のあった事業計画にもとづき、モデル事業者としての適性を審査の上、決定していますので、原則として、補助金交付決定後は、申請書類に記載した事業計画の内容を変更することはできません。(店舗名称や価格帯の修正など軽微な変更は除きます。)

ただし、止むを得ない事情により、事業計画の内容変更を希望する場合は、速やかに事業計画変更承認申請書(様式5)を提出し、札幌市の承認を得てください。なお、変更内容によっては、交付決定を取消すことがあります。

また、補助金交付決定後に、止むを得ない事情により事業計画を中止する(開業自体を取り止める)場合は、速やかに事業計画中止届(様式7)を提出してください。

(2) 開業期限

平成31年(2019年)12月31日(火)

(3) 開業報告書等の提出

店舗の開業後は、開業後30日以内に、以下の開業報告書類を提出してください。

| | |
|-------------|--|
| 個人・法人 共通 | <input type="checkbox"/> 開業報告書(様式8の1) <input type="checkbox"/> 開業に係る収支報告書(様式8の2) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払を証明する領収書の写し (※報告時点で支払を終えていない場合は、支払債務が確定していることを証明する契約書等の写しでも代用できます。この場合、経費の支払後に領収書の写しを追加提出いただきます。) <input type="checkbox"/> 店舗の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 店舗の開業前及び開業後の状況写真 <input type="checkbox"/> 補助金により作成したチラシ・ポスター等の成果物 <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書 <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類 |
|-------------|--|

(4) 補助金の交付

報告書の内容審査と現地調査を実施したうえで、補助金額を確定します。

その後、札幌市より補助金額確定通知書と請求書を送ります。請求書に振込先の口座についての情報をご記入いただき、ご返送ください。なお、入金請求書が到達した日から3週間~4週間程度かかります。

8 その他の注意点

(1) 取材への協力について

補助金の交付決定を受けたモデル事業者の方には、札幌市が制作する冊子等に係る取材にご協力いただきます。取材は、開業準備の様子、発生した経費の概要、開業後の様子などを中心に、写真撮影やインタビュー

一を予定していますので、札幌市が取材業務を委託する業者との間で日程調整を行ってください。

なお、補助金交付決定通知書を受取りましたら、随時、開業に向けた準備を進めていただいても結構ですが、改装工事前の店舗の状態などについても取材させていただく場合がありますので、日程調整の際は工事着工日をお知らせください。なお、取材には札幌市の職員が同行させていただく場合があります。

(2) 補助金交付後の状況報告

- ① 事業実施状況報告書（1年目）を提出してください

事業実施状況報告書に、令和2年（2020年）3月31日までの店舗の運営状況を記載の上、令和2年（2020年）4月30日までにご提出ください。

- ② 事業実施状況報告書（2年目・3年目）を提出してください

1年目と同様、2年目と3年目も各年4月30日までにご提出ください。

※なお、当該期限が土日祝日の場合は翌営業日までに提出してください。

(3) 開業後の事業内容の変更禁止

モデル事業者に選考され、補助金交付を受けて開業した店舗は、交付を受けた年度を含めて3年間、事業内容を変更（業種変更、店舗移転、事業譲渡、事業中止等）することはできません。ただし、やむを得ない事情により事業内容を変更する場合は、速やかに報告してください。この場合、既に交付した補助金の返還を命じる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

(4) 補助金交付決定の取消し

虚偽の申請や報告、不正な行為、募集要領または交付決定通知書等に記載した内容及び条件への違反などがあった場合は、補助金の交付決定を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じます。

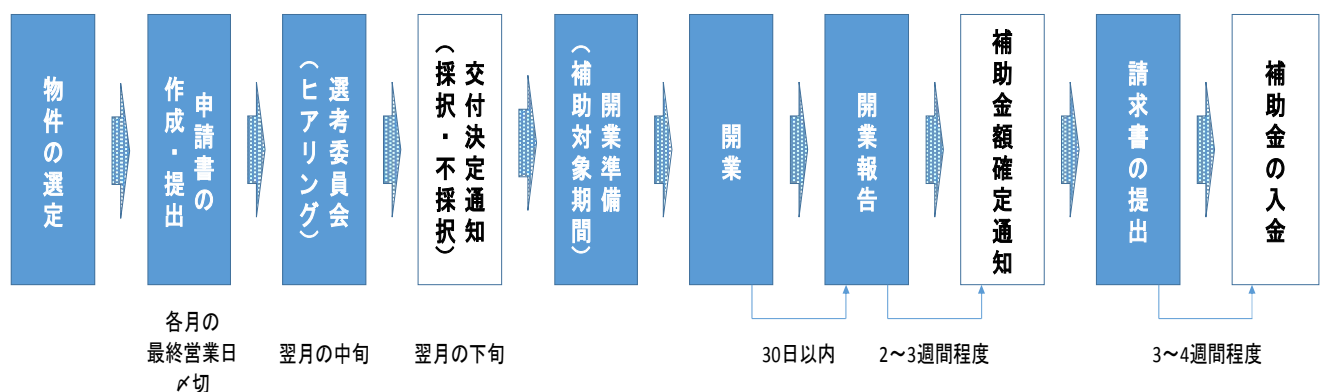
(5) 関係法令の遵守

申請・開業にあたっては、申請者自身の責任において、関係法令等（建築基準法、消防法、食品衛生法等）に定められた手続きを確実に行ってください。モデル事業者の採択をもってこれら関係法令等の手続きを省略できるわけではありませんので、くれぐれもご注意ください。

(6) 申請書類の返却

提出していただいた申請書類は全て公文書となり札幌市に保管義務が生じるため、選考の結果に関わらず返却できません。必要な場合は、申請前にご自身でコピーを保管するなどの対応をお願いします。

9 補助を受けるまでの流れ（まとめ）



10 都心地区の範囲

太い実線（**——**）で囲まれた地区が「都心地区」です。

